

半島振興法に係る「五所川原市産業振興促進計画（案）」に対する意見募集

半島振興法では、各半島振興対策実施地域における市町村が「産業振興促進計画」を作成し、主務大臣の認定を受けることができる仕組みが創設され、認定を受けた場合には、半島地域内の事業者による税制優遇措置の活用が可能となり、事業者の積極的な設備投資を後押しできることとなります。

当市では事業者の半島税制優遇措置の適用による設備投資を促進することにより、地域経済の活性化を目指し、平成27年に産業振興促進計画を策定し、認定を受けていましたが、この計画が令和2年3月をもって計画期間を満了することから、現在、新たな計画の策定作業を進めております。

令和2年4月からを計画期間とする、この新たな計画（案）について、下記のとおり意見を募集しています。

記

1 意見募集期間

令和2年1月8日（水）から令和2年2月10日（月）まで

2 案の概要

市のホームページ（<http://www.city.goshogawara.lg.jp/>）や市商工労政課、市行政資料スペースでご覧いただけます。

3 意見提出の際の留意事項

- (1) 提出にあたって使用する言語は、日本語とします。
- (2) 提出方法は、郵便、FAX 又は電子メールによるものとします。
- (3) 意見提出にあたっての様式は特にありませんが、提出される方の住所・氏名（法人等の場合は、その名称・事務所所在地等の連絡先・代表者名）を明記してください。住所・氏名が記載されていない場合は、提出意見として取り扱わない場合があります。
- (4) 提出先は次のとおりです。
（郵便） 〒037-8686 五所川原市字布屋町4 1 番地1 五所川原市経済部商工労政課
（FAX） 0173-35-3617
（電子メール） 1904pbc@city.goshogawara.lg.jp

4 提出された意見の公表

提出していただいた意見については、それに対する市の考え方を付して、内容を公開することを予定しています。公開にあたっては、住所・氏名は公表しませんが、意見の内容を簡単にとりまとめて、公表する予定です。（この際に、類似の意見は、まとめて公表することもあります。）

なお、賛成、反対のみの意見については、その件数は公表しますが、案そのものが市の意見ですので、改めて考え方を公表することはありません。

担当	五所川原市経済部商工労政課
電子メール	1904pbc@city.goshogawara.lg.jp
電話	0173-35-2111（内線2551）
FAX	0173-35-3617